

各事業の量の見込みについて

事業名	事業の概要	実績値 (令和6年)	計画値 (令和11年)
-----	-------	---------------	----------------

■教育・保育事業について

1号認定 【教育事業】	子どもの年齢が満3歳以上で保育に必要な事由に該当しない児童のこと。	26人	26人
2号認定 【保育事業】	子どもの年齢が満3歳以上で保育に必要な事由に該当する児童のこと。	188人	157人
3号認定 【保育事業】	0歳～満3歳未満で保育に必要な事由に該当する児童のこと。	9人	15人
		37人	37人
		50人	44人

■乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)について

乳児等通園支援 事業(こども誰でも 通園制度)	こども園・保育所に通所していない0歳6か月から3歳未満までの未就園児を対象に、こども園・保育所において一時的な預かりを行うとともに、保護者への相談支援を行います。	0歳	—	1人
		1歳	—	1人
		2歳	—	1人

■地域子ども子育て支援事業について

放課後児童健全育成事業	就労などで保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活できる場所を提供します。		230 人	245 人
延長保育事業	保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日の利用時間以外において、保育を行います。		68 人	66 人
子育て短期支援事業	保護者が、疾病・疲労等の理由により児童の養育が困難となった場合に、児童養護施設等で養育・保育を行います。		12 人※	12 人※
地域子育て支援拠点事業	子育て中の親子が交流できる場を提供するとともに、子育てに関する相談・援助や情報提供等を行います。		2,618 人※ (1か所)	3,300 人※ (1か所)
一時預かり事業	1 号認定の預かり保育	保護者の就労等の理由に応じて教育標準時間以降に預かり保育を行います。	1,294 人※	717 人※
	保健センターにおける預かり保育	生後 6 か月から 3 歳となる年度末までの子どもを一時的に預かります。	570 人※	600 人※
病児・病後児保育事業	病気や病気回復期等の病児を保育所・病院等に付設された専用スペースにおいて預かり、一時的に保育を行います。		—	50 人※
妊婦健診	妊娠している方が母子保健法に基づき受診する妊婦健康診査について、受診券を交付します。		77 人 (640 回※)	45 人 (630 回※)
新生児・乳児訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師や助産師が訪問し、保健指導や相談支援を行います。		54 人	45 人
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児・家事等の養育能力を向上させるための相談支援を行います。		2 人	2 人
子育て世帯訪問支援事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、悩みごとへの傾聴のほか、家事・子育て等の支援を行います。		12 人※	12 人※
児童育成支援拠点事業	家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設するとともに、状況に応じた包括的な支援を行います。		—	5人
利用者支援事業	地域の子育て支援事業の利用に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。	基本型	1 か所	1 か所
		こども家庭センター型	-	1 か所
		妊婦等包括相談支援事業型	-	135 回※
産後ケア事業	出産後1年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行います。		10 人※	10 人※

右上に小さく「※」のある数値は、年間の延べ利用人数または延べ利用回数を記載しています。